

いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン

亀岡市教育委員会

令和8年3月

目次

- 1 公表ガイドラインについて
- 2 公表についての国の基本姿勢と意義・弊害
- 3 関係者に対する意向確認
- 4 公表する場合の仕方及び内容について
- 5 調査報告書完成から公表までの動き(手順)

【参考資料】

- 1 調査報告書【概要版】の例
- 2 調査報告書の取扱いについての同意書
- 3 調査報告書の公表における意向について(依頼文)
- 4 調査報告書の公表における意向についての回答書

<公表ガイドラインに頻出の用語の定義> いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより

*対象児童生徒……いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒

*関係児童生徒……いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒

1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、亀岡市教育委員会（以下「市教育委員会」という）が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に基づく重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、対象児童生徒・保護者（以下「対象児童生徒側」という）、関係児童生徒・保護者（以下「関係児童生徒側」という）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

市教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後も必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、検討していきます。

2 公表についての国の基本姿勢と意義・弊害

(1) 国の基本姿勢

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

(2) 意義

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていくきっかけとなり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ② 開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた教育環境を創りあげること
- ③ 学校や市教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を最も重視した公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ④ 調査結果の公正性・中立性を確認し、信頼性を保つこと

(3) 弊害

- ① 同じ学校の児童生徒及び保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ② 対象児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、対象児童生徒の登校再開や立ち直り、関係児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること
- ③ インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害により関係する児童生徒の成長を阻害すること

(4) 市教育委員会の方針について

市教育委員会は、対象児童生徒側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。

ただし、対象児童生徒側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。また、公表の意向について、対象児童生徒側と関係児童生徒側に相違がある場合は、対象児童

生徒側の意向を優先的に勘案し、公表するか否かの判断をします。また、重大事態であるとして調査をしたが、いじめの事実が認められなかったものなど、公表の意義に資する実益が公表による弊害より劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられる場合は、個別事案の特性に照らし、公表の可否を判断することもあります。

3 関係者に対する意向確認

(1) 対象児童生徒側

対象児童生徒側には、公表について意義・弊害、市教育委員会の方針を説明し、公表の意向を確認します。また、保護者等の意向だけでなく、対象児童生徒の発達段階等を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

(2) 関係児童生徒側

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めます。

ただし、公表する内容については、個人が特定されないように配慮するとともに、公表することが、関係児童生徒の学校生活や、学校が行う関係児童生徒への指導に支障をきたすことがないよう配慮します。

4 公表する場合の方法及び内容について

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、亀岡市公式ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書または調査報告書の概要をまとめたもの（以下「概要版」という）を別に作成し、調査報告書または概要版を公表資料とします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

公表資料における個人情報保護についての考え方については、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインで「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」としています。

具体的には、亀岡市情報公開条例第7条第2号で、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非開示とする旨規定しています。

公表により、インターネット上等での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、時には事実に基づかない根拠のない噂や興味本位な書き込み、誹謗中傷による重篤な人権侵害が生じ、関係する児童生徒等の成長を阻害する状況が生じる可能性があります。

このような懸念から、調査報告書または概要版の記載内容は、一般の方のみならず、学校関係者等であっても個人識別ができないように留意し、関係する全ての児童生徒等の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないような範囲で作成します。

(4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、期間中に、対象児童生徒側の公表に対する意向に変化が生じる等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、中止することがあります。

5 調査報告書完成から公表までの動き(手順)

- (1) 報告書完成後、教育委員会事務局は、対象児童生徒・保護者に連絡をとり、報告書を渡すための日程調整を行う。
- (2) 教育委員会事務局は、対象児童生徒・保護者に調査報告書を渡し、今後の流れ等について説明する。
「報告書の取扱い」、「所見書について」、「公表について」、「今後の流れ」の4点についての説明
*意見書の様式は定めていないが、日付、タイトル、宛先、作成者などは明記しておくように伝える
- (3) 教育委員会事務局は、関係児童生徒・保護者に連絡を取り、調査報告書の内容について報告、説明する。

《対象児童生徒・保護者から所見書等を受け取った後の対応》

「所見書(ある場合のみ)」、「公表について」の2点を教育委員会事務局で教育長まで供覧した後、教育委員及び市長にいじめ重大事態調査結果の報告をする。

《市長による判断を受けた後の対応》

ア 再調査あり → 市長部局による再調査へ

イ 再調査なし → 公表手続きへ(公表しない場合はその旨を各保護者に報告する)

- (4) 教育委員会事務局は、公表資料を「調査報告書」にするのか「概要版」にするのかを検討し、決定する。
- (5) 教育委員会事務局は、対象児童生徒・保護者へ「調査報告書」もしくは「概要版」を報告する。
- (6) 教育委員会事務局は、関係児童生徒・保護者へ「調査報告書」もしくは「概要版」を報告する。
- (7) 教育委員会事務局は、担当部局と公表日や公表方法等について調整する。また報告書の公表について教育委員及び市長へ説明を行う。
- (8) 公表する。

【参考資料】

- 1 調査報告書【概要版】の例**
- 2 調査報告書の取扱いについての同意書**
- 3 調査報告書の公表における意向について(依頼文)**
- 4 調査報告書の公表における意向についての回答書**

調査報告書【概要版】

本報告書は、令和〇年〇月〇日に（調査主体）から提出のあった報告書を基に、亀岡市いじめ防止対策推進委員会が公表のための概要版として作成したものである。

- 1 重大事態の位置づけ
- 2 調査の目的、調査組織の構成
- 3 当該事案の概要
- 4 調査の内容
- 5 当該事案の事実経過
- 6 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- 7 学校及び学校の設置者の対応
- 8 当該事案への対処及び再発防止策の提言

令和 年 月 日

●● ●● 様
●● ●●さん保護者 様

亀岡市教育委員会

調査報告書の取扱いについて

亀岡市立●●学校（学園）において生じた事案に関して、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、亀岡市いじめ防止等対策推進委員会が調査及び作成した調査報告書の取扱いについて、以下の留意点を厳守することに対するご意向をお伺いいたします。

【留意点】

- ・ 個人が特定され得る情報については、他人の権利利益を侵害することがないように、厳重に管理すること。
- ・ 本報告書をSNS、インターネット等の掲載及び複写等を行わないこと。
- ・ 本報告書は確認書を提出した保護者のみが閲覧することとし、他人に見せたり、譲渡したりしないこと。

----- 切り取り線 -----

同 意 書

亀岡市教育委員会 御中

上記の留意点を厳守することを約束します。

令和 年 月 日

住 所 _____

保護者 氏名 _____

児童生徒 氏名 _____

令和 年 月 日

●● ●● 様
●● ●●さん保護者 様

亀岡市教育委員会

調査報告書の公表におけるご意向について

亀岡市立●●学校（学園）において生じた事案に関して、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、亀岡市いじめ防止等対策推進委員会が調査及び作成した調査報告書（もしくは調査報告書の概要をまとめたもの）を本市ホームページへ公表することについてのご意向を別紙に記入の上、ご回答ください。

なお、公表する期間は6カ月を基本とします。

回 答 書

亀岡市教育委員会 御中

■「調査報告書の公表におけるご意向について」記載の調査結果の公表について、

() 同意します。

() 次のことを条件として、同意します。

() 同意しません。

*ただし、同意をいただいた場合についても、個別事案の特性に照らし、教育委員会が非公表として判断することがあります

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____